

熊運免第75号  
令和7年2月28日

熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令の一部改正について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）が令和7年3月24日に施行されることに伴い、別添のとおり熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令（平成12年熊本県警察本部訓令甲第8号）の一部を改正し、同日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

熊本県警察本部訓令第1号

熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月20日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令（平成12年熊本県警察本部訓令甲第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。